

令和6年度第5回理事会（抄）

- 1 開催日時 令和7年3月4日（火）午後1時30分～同3時
- 2 開催場所 更生保護会館大会議室
- 3 出席者 今福理事長ほか13名（参列員：押切保護局長ほか8名）
- 4 協議事項
 - 第1号議案 令和7年度事業計画（案） 別掲
 - 第2号議案 令和7年度一般会計・特別会計（傷害共済・内田基金）収支予算（案） 別掲
- 5 報告・連絡事項等
 - 全更連
 - ・令和7年度行事予定（案）
 - 保護局
 - ・更生保護事業に関する全国協議会（経営研究会）の実施結果
 - ・令和7年度更生保護事業に関する協議会や職員研修等（予定）
 - ・令和7年度予算案等（更生保護施設等関係）の概要
 - ・更生保護事業に関する通達等の改正検討の状況
 - ・第75回社会を明るくする運動
 - ・法務省所管事業（更生保護事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針
- 6 議案の審議状況及び結果

今福理事長及び押切保護局長の挨拶に続き、司会の稲葉常務理事（事務局長）から、本理事会は定足数を満たしている旨の報告及び理事会の議長は定款第16条により理事長となっている旨の報告がなされ議案の審議に入った。

議長は、「第1号議案」及び「第2号議案」について、相互に関連するので一括して審議したい旨を諮り、了承されたので、事務局に配付資料（事業計画案及び一般会計・特別会計収支予算案）に基づいて順次説明を指示した。事務局説明の後、いずれの議案も特段の質疑・意見はなく、原案どおり承認・議決された。

「報告連絡事項」は、全更連担当者及び保護局担当者から、各事項についての説明があり、その後、質疑応答等があった。

令和6年度第3回評議員会（抄）

- 1 開催日時 令和7年3月4日（火）午後1時30分～同3時
- 2 開催場所 更生保護会館大会議室
- 3 出席評議員 黒瀧評議員ほか18名（書面表決者 19名）
参列員：今福理事長ほか10名
- 4 協議事項
 - 第1号議案 令和7年度事業計画（案） 別掲
 - 第2号議案 令和7年度一般会計・特別会計（傷害共済・内田基金）収支予算（案） 別掲
- 5 報告・連絡事項等
 - 全更連
 - ・令和7年度行事予定（案）
 - 保護局
 - ・更生保護事業に関する全国協議会（経営研究会）の実施結果
 - ・令和7年度更生保護事業に関する協議会や職員研修等（予定）
 - ・令和7年度予算案等（更生保護施設等関係）の概要
 - ・更生保護事業に関する通達等の改正検討の状況
 - ・第75回社会を明るくする運動
 - ・法務省所管事業（更生保護事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針
- 6 議案の審議状況及び結果

今福理事長及び押切保護局長の挨拶に続き、司会の稲葉常務理事（事務局長）から本評議員会は定足数を満たしている旨の報告及び評議員会の議長は、定款第27条により評議員の互選となっていることから、選任について評議員に諮ったところ、事務局に一任されたので、山代評議員（関東地方更生保護事業協会常務理事）を推薦し、異議なく選任され、山代評議員が議長となり議案の審議に入った。

議長は、「第1号議案」及び「第2号議案」について、相互に関連するので一括して審議したい旨を語り、了承されたので、事務局に配付資料（事業計画案及び一般会計・特別会計収支予算案）に基づいて順次説明を指示した。事務局説明の後、森山評議員及び小長井評議員から質疑が開陳され、議案は、原案どおり承認・議決された。

「報告連絡事項」は、全更連担当者及び保護局担当者から、各事項について説明があり、その後、質疑応答等があった。

今福理事長 『挨拶』

更生保護法人の理事・評議員の皆様におかれましては、更生保護施設等の現代的使命を果たすべく、日々ご尽力を賜っておりますことに、先ずもって敬意と謝意を表します。

さて、先月開催された経営研究会では、社会状況が厳しさを増す中、その使命を果たすべく、大変意欲的になされた実践が多数報告されたことは記憶に新しいところです。そのすそ野をさらに広げていくため、これまでも皆様には、4つの軸をもって施設経営に当たっていただいて参りました。第1は、実人員の増加と処遇困難者の受入れの促進、第2は、基本処遇、専門的処遇、そして継続的な退所者支援の三位一体型処遇の充実、第3は、実践現場の人的体制や環境の改善、スキルアップ等の人材育成、第4は、地域の力とつながり、互いに貢献し合う実践の充実です。これらは関連し合い、どこから手を付ければよいか、問題は複雑です。しかし、敢えて私は、職場環境の改善、特に職員給与の引き上げを最優先とする必要性について申し上げて参りました。各地の実情に合わせて一層の経営努力について、引き続きお願いをしたいと存じます。

もちろん、国の予算の充実は欠かせません。しかし、令和7年度予算案はポジティブとネガティブの二面性を持っているように思います。後者の例は、訪問支援事業の拡充が査定されなかった点、さらに委託の予算件数が毎年のように減らされている点です。保護局におかれては、引き続き必要な予算の獲得にご尽力を賜ればと存じます。そして、我々もこの厳しい現実を受け止めつつ、それを乗り越えていかなければなりません。

ところで、一昨年末に施行された、いわゆる“息の長い支援法”に基づく数々の新たな取り組みは、皆様のご協力を得て、比較的順調な滑り出しとなりました。そして、今年の6月からは、新たな拘禁刑がスタートします。それにより、矯正において特性に応じた処遇が充実されれば、それは更生保護施設の処遇にも引き継ぐ必要がありますし、逆に更生保護施設の処遇に呼応する形で矯正処遇がさらに充実される必要があると思います。

また、再度目執行猶予の要件緩和につきましては、その実質は初度目の保護観察付執行猶予の更なる活用と処遇の充実を目指しており、その成否は更生保護施設がこれをどう受け止めるかにかかっているように感じています。

ここで再犯防止推進計画を思い起こしてください。第二次計画で更生保護施設は「地域での自立支援の中核的担い手」と位置付けられました。第一次計画では「一時的な居場所として住居支援の要」とされていたので、この間の変化はどう解釈したらよいのでしょうか。

私は、例えば、北欧諸国で見られるように、再犯防止や改善更生のための刑事政策は先ず地域で居ながらにして可能にすることを最優先とするパラダイムへの転換、その中核的な担い手を更生保護施設とする考え方への最初のステップに立ったのではないかと考えました。そのような方向性を共有できるならば、我々更生保護施設が為すべきことはまだまだあります。

結びに、本年度も、佐賀県恒産会理事長の古賀常次郎様、日本更生保護協会様、立川更生保護財団様など多くの関係者の皆様から多額のご寄付とご助成を賜りました。改めて衷心より感謝の意を表します。

本日は、公務御多忙の中、押切保護局長はじめ保護局及び更生保護関係機関・団体の皆様にもご臨席いただき、感謝を申し上げます。

この後、令和7年度の事業計画案と予算案につきまして活発なご審議を賜りますよう、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

以上